

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第137号

電気の切り替えトラブルにご注意！

電力の小売り全面自由化以降、電話や訪問による電力切り替えに関するトラブルの相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

【県内事例①】

突然、若い男性が二人来訪し「現在の大手電力会社から契約を変更すると、メーターを交換し、遠隔操作で使用料がわかるため明細書がなくなり便利になる」と勧誘され、契約を急がされたのでそのまま契約書に署名した。後で、内容に疑問を感じ業者に連絡しようとしたが、控えも名刺も渡されておらず、会社名がわからない。詐欺ではないか不安。 (50代 男性)

【県内事例②】

訪問してきた業者から「電気代が安くなる」と勧誘され、深く考えずに契約した。その後、業者から封書が来たが未開封のまま放置、2か月後に銀行口座から8万円が引き落としされていた。勧誘されたときに8万円の話は聞いておらず、届いた書類に金額の記載はあったが何の料金かよくわからない。一度に8万円も引き落とされ生活費にも困っている。解約したいがどうすればよいか。

(20代 男性)

アドバイス

1. 電気の供給事業者の切り替えをする場合は、料金のプラン及び算定方法など契約条件についてよく説明してもらい、メリット・デメリットを把握したうえで契約しましょう。
2. 勧誘してきた業者と新たに契約を結ぶときは、社名や連絡先を確認しましょう。
3. 契約するつもりがなければ、請求書（検針票）に記載された情報は伝えず、きっぱりと断り、話を聞かないようにしましょう。
4. 電話勧誘や訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、原則としてクーリング・オフができます。業者に言われるままに契約してしまったとしても、決して諦めないでください。書面を受け取っていない場合でもクーリング・オフが可能です。
5. クーリング・オフ期間を過ぎても諦めず、すぐに消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999